

3. 創業者のメリット②～その他～

産業競争力強化法における創業支援事業計画の認定を受けた市区町村にて、**特定創業支援事業を受け**創業する者に対して、下記内容にて重点的に支援を行います。

(1) 登録免許税の軽減(平成28年度より内容拡充及び延長)【適用期間:2年間(平成29年度末まで)】

株式会社若しくは合名・合資・合同会社を設立する者及び創業後5年未満の個人は、登記に係る登録免許税を軽減(半額)。(資本金の0.7%→0.35%) (※別途要件があります。)

(2) 信用保証

①信用保証協会の創業関連保証(無担保、第三者保証なし)枠を1,000万円から1,500万円に拡充。

②創業2月前(会社設立でない場合は1月前)から実施される創業関連保証を具体的な計画があれば6月前に前倒し。

(3) 日本政策金融公庫の融資制度

創業前または創業後税務申告を2期終えていない事業者に対する融資制度である新創業融資制度について、自己資金要件等を撤廃。

(4) 生涯現役起業支援助成金(厚生労働省の制度) 平成28年4月～

【対象】中高年齢の方が起業するに当たって(起業日の年齢が40歳以上)、中高年齢者を雇入れた場合(60歳以上の方を2名以上、または40歳以上の方を3名以上)、募集や教育訓練など、雇用創出措置に関する費用の一部を助成します。

【助成対象(雇用創出措置に関する費用)】

対象労働者の雇入れに当たって事業主が行うことを求められる措置のなかで、募集や採用、教育訓練に関するもの。

ex)求人情報掲載料、就職説明会の実施費用、就業規則の策定費用、教育訓練・資格取得に要する費用など

【助成率と助成額】計画期間内(12ヶ月以内)に行った雇用創出措置に要した費用が対象

起業者が60歳以上の場合:200万円(助成率2/3)

起業者が40～59歳の場合:150万円(助成率1/2)

◇申請先 :管轄のハローワーク
◇募集期間 :随時

【お問い合わせ】TEL:011-788-2294

北海道労働局 職業安定部 職業対策課 雇用開発係